

令和5年5月2日

学生・保護者の皆様
教職員の皆様

校 長

5月8日以降の本校の新型コロナウイルス感染症への対応について

5月8日から新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

そのため、5月8日以降は本校の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルについては廃止とし、感染症報告フォームへの報告も不要としますが、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット及び校内のアルコール消毒や検温設備など感染防止対策は引き続き継続していきます。感染した場合は、学生については、「新型コロナウイルスの対応について」（別紙）のとおりとなります。教職員については、学生のような出校停止の措置はありません。発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことが推奨されていますが、基本的にはインフルエンザと同様に個人の判断に委ねられます。

なお、学寮の運営については、集団生活の場であり寮生の安全確保が引き続き必要となることまた、現行コロナ対応からの変更整備等に時間を要するため、これらを考慮した対応といたします。